

令和6年5月13日
青森市税務部市民税課長

令和6年度軽自動車税（種別割）納税通知書に付帯する
納税証明書（継続検査用）の表記誤りについて

このたび、令和6年度軽自動車税（種別割）納税通知書に付帯する納税証明書（継続検査用）の表記誤りが判明しましたので、別添資料のとおりお知らせいたします。



令和6年度軽自動車税（種別割）納税通知書に付帯する 納税証明書（継続検査用）の表記誤りについて

1 事案

令和6年度軽自動車税（種別割）納税通知書（以下「納税通知書」という。）に付帯する継続検査（車検）用の納税証明書のうち、滞納がある車両の納税証明書については、本来、無効とする処理をすべきところを、その処理がなされていないことが判明したもの（別添資料参照）。

2 発生原因

システム保守業者（富士通 Japan 株式会社）が、納税通知書等に必要なデータを作成するシステムの設定を誤ったことにより納付情報が反映されず、市の確認も不十分であったことによるもの。

3 判明の契機

郵送返戻された納税通知書を再発送するための確認作業を、5月9日に行った際、滞納がある車両の無効処理がなされていないことが判明した。

4 対象台数

716台（うち軽自動車671台、二輪の小型自動車（250cc超）45台）

※当初課税台数：軽自動車82,682台、二輪の小型自動車（250cc超）2,967台

5 対応

対象者に対し、表記誤りについてお詫びするとともに、継続検査（車検）手続きを行うためには、滞納している軽自動車税を完納する必要があることを注意喚起する文書を発送する。

また、運輸支局等と本件に該当する車両について情報共有を行うとともに、継続検査（車検）の実施機関（軽自動車検査協会）においては、導入されているオンラインシステムで、車両ごとの納付情報を確認することにより、適切に対応する。

6 再発防止策

市において、納税通知書発送前における最終確認を徹底する。

システム保守業者に対しては、今般の誤処理が生じた原因究明と再発防止策の徹底について、文書で改善を要請する。

滞納がある車両に係る軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）の表記


(正)

軽自動車税（種別割）納税証明書
（継続検査用）

切り離さないで金融機関・コンビニエンスストアへお出しください。

車両番号	*****
この証明書の有効期限 *****	

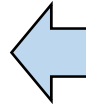
車両番号欄に***印のあるものはこの証明書は使用できません。

青森市長 

領収日付印

この証明書は、継続検査に必要ですから大切に保管してください。領収日付印のないものは無効となります。

納付者控



滞納がある車両については、車両番号等にアスタリスク (***) を表記して無効処理を施している。


(誤)

軽自動車税（種別割）納税証明書
（継続検査用）

切り離さないで金融機関・コンビニエンスストアへお出しください。

車両番号	青森■■■■■
この証明書の有効期限 令和 7年 6月 1日	

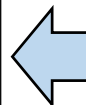
車両番号欄に***印のあるものはこの証明書は使用できません。

青森市長 

領収日付印

この証明書は、継続検査に必要ですから大切に保管してください。領収日付印のないものは無効となります。

納付者控



無効処理を施さず、車両番号等を表記している。